

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成一五年三月三十一日法律第二一号)

一、提案理由(平成一五年二月二八日・衆議院国土交通委員会)

扇国務大臣 ただいま議題となりました社会資本整備重点計画法案及び社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

……………(略)……………

次に、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会資本整備重点計画法の施行に伴い、従来の事業分野別計画の根拠である緊急措置法の廃止等関係法律について所要の規定の整備等を行うものです。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止し、治山治水緊急措置法について、治水事業に係る規定を削除する等の改正を行うこととしております。

第二に、道路整備緊急措置法の改正により、この法律の題名を道路整備費の財源等の特例に関する法律に改め、道路整備五カ年計画に関する規定を削除するとともに、平成十五年度以降の五カ年間は、揮発油税等を道路整備費の財源に充てるなどの措置を講ずることとし、当該措置を講じて当該期間に行うべき道路の整備に関する事業の量を閣議で決定することとしております。

第三に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の改正により、この法律の題名を交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に改め、特定交通安全施設等整備事業七カ年計画等に係る規定を削除するとともに、社会資本整備重点計画に即して、特定交通安全施設等整備事業の実施計画を作成することとしております。

そのほか、関係法律につきまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、社会資本整備重点計画法案及び社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成一五年三月一八日)

河合正智君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、内閣提出の二法案について申し上げます。

……………（略）……………

次に、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、社会資本整備重点計画法の施行に伴い、港湾整備緊急措置法等の関係法律を廃止し、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成十五年度以降五カ年間講ずる等の改正を行おうとするものであります。

……………（略）……………

三法律案につきましては、去る二月二十八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日の委員会において扇国土交通大臣及び提出者鉢呂吉雄君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、三月七日に質疑に入り、十一日参考人からの意見聴取を行い、十四日質疑を終了しました。

質疑の中では、事業分野別長期計画を一本化する意義、社会資本整備事業における国と地方の役割分担、道路特定財源制度のあり方等について議論が行われました。

質疑終了後、公共事業基本法案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、同法案について内閣の意見を聴取した後、各案を一括して討論を行い、採決いたしました結果、前原誠司君外三名提出の公共事業基本法案に対する修正案及び原案はいずれも賛成少数をもって否決され、内閣提出の社会資本整備重点計画法案及び社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一五年三月二八日）

藤井俊男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成十五年度以降五か年間講ずることとともに、港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止するなど、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、二法律案提出の背景とその目的、縦割り行政の是正と長期計画の一本化、重点計画で定める事項の具体的内容とその実績評価の在り方、計画策定に当たっての国民の意見の反映並びに社会資本整備事業に対する地域住民等の理解と協力の確保方策、計画における国と地方の役割分担、国会の関与の在り方、道路特定財源制度の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して谷林委員より、日本共産党を代表して富樫委員より、二法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられ

ました。

次いで、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。